



2023年5月11日

各 位

会社名 味の素株式会社
代表者名 代表執行役社長 藤江 太郎
(コード番号 2802 東証プライム)
問合せ先 執行理事 グローバル財務部長 渡辺 一臣
(TEL. 03-5250-8111)

自己株式取得に係る事項等の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、自己株式保有方針を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元水準の向上及び資本効率の改善を目的としております。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 12.5百万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.36%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 500億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2023年5月12日から2023年7月31日まで |
| (5) 取得方法 | ①自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け
②東京証券取引所における市場買付け |
| (6) その他 | 本件により取得した自己株式については、会社法第178条の規定に基づく取締役会決議により、一部を除いて全て消却する予定であります。 |

3. 自己株式保有方針の明確化

当社では4つの成長領域への投資を加速し、成長へとシフトする方針ですが、投資の源泉の多様性をはかるため、現金での支出に加えて、自己株式の活用も検討しております。また、持続的な企業価値の向上をはかるためには、役員のみならず、従業員の積極的な自社株の保有も重要であり、将来的な譲渡制限付株式報酬やストック・オプションなども検討してまいります。

つきましては、上記等の理由から、発行済株式総数の1%程度を上限に、取得した自己株式を保有する方針を決議しました。なお、今回の自己株式の取得に際しては、取得株式総数のうち、発行済株式総数の約0.25%を消却せず、自己株式として保有することとしました。

資本の機動性を確保して、最適な選択肢を踏まえながら企業価値の最大化をはかります。

<ご参考(2023年3月31日時点)> 発行済株式総数(自己株式を除く) 529,675,840株
自己株式数 122,314株

以上